

令和4年度アシスタントマネジャー養成講習会
開催要項

1. 目的 総合型地域スポーツクラブの創設・運営を担う実務担当者を対象に、クラブマネジメントのための基本的な技能を培うための基礎的なマネジメント情報と、クラブの発展段階に応じた課題解決を図る発展的なマネジメント情報とを段階的に学習するとともに、参加者間でのクラブマネジメントに関する情報交流を促進し、クラブの継続的な発展を支える人材を育成する。
2. 主催 愛知県スポーツ局
3. 主管 公益財団法人愛知県スポーツ協会
4. 期日 令和4年7月30日(土)・31日(日)
5. 会場 ウィンクあいち 会議室(名古屋駅ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分)
住所:名古屋市中村区名駅4丁目4-38
6. 日程 (別紙日程表参照)
 <1日目>
 9:00～ 9:15 受 付・開講式・オリエンテーション
 9:15～12:15 講 義:「地域スポーツクラブとは」
 13:15～17:15 講 義:「クラブのつくり方」
 <2日目>
 9:05～12:05 講 義:「クラブマネジャーの役割」
 13:00～17:00 講 義:「クラブの運営」
 17:15～18:15 検定試験
7. 検定試験 日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー資格の取得を希望する方は、検定試験に合格する必要があります。検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施します。この講習会は、専門科目の講習・検定です。共通科目については別途ご案内します。
8. 受講条件 令和4年4月1日時点満18歳以上
9. 定員 定員30名程度(先着順)
10. 参加費用 参加料は無料。ただし、本セミナーは、(公財)日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー免除適応コースに該当するので、資格取得希望の方は下記の条件を満たすことにより、(公財)日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャー資格を取得することができる。
(1) 資格取得に係わる2日間にすべて参加し、検定試験に合格すること。検定試験は7月31日(日)に実施する。
 なお、資格取得希望者は、下記のテキスト代等が必要となる。

テキスト代 2,100円(日本スポーツ協会版)

検定費 550円 合計2,650円

※上記金額を7月8日(金)までに指定の口座へ振り込む。

- (2)「コーチングアシスタント養成講座(NHK学園)」を受講し、共通科目Ⅰを修了する。ただし、すでに(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者は、共通科目Ⅰの講習・試験はすべて免除となる。

費用35,000円

※内訳【コーチングアシスタント養成講習会受講22,000円(税込)+登録13,000円】

※2022年8月申込以降、登録料が13,300円に改定されます

- (3) 共通科目Ⅰ修了後、「公認アシスタントマネジャー資格取得申請書」及び「共通科目Ⅰを証明できるもの」を愛知県スポーツ協会へ提出し、修了証明書発行費3,300円を指定の口座へ振り込む。

- (4) (公財)日本スポーツ協会が定める所定の登録手続きをとる。(公財)日本スポーツ協会への登録料として、10,000円(4年間)及び初期登録手数料3,000円が必要。認定者には、(公財)日本スポーツ協会の「認定証」、「登録証」が発行される。

※同一年度に他の日本スポーツ協会公認資格の受講申し込みはできません。

11. 申込方法 様式1に記入して、令和3年7月1日(金)までに、愛知県スポーツ協会あてにFAXまたはE-mailにてお申込ください。

※記載いただきました個人情報、講習会運営上の目的以外には使用しません。

12. 登録・認定 以下のとおり所定の書式による資格取得申請書を提出してください。

- (1) 公認アシスタントマネジャーとして認定されるには、所定の登録手続き(登録内容の確認及び登録料の納入)が必要となります。登録手続きが完了した方は、公認アシスタントマネジャーとして認定されます。認定者には、日本スポーツ協会から「認定証」、「登録証」が発行されます。

- (2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヵ月前までに、日本スポーツ協会の定める研修を受ける必要があります。

13. 注意事項 (1) 本講習会受講に際し取得した個人情報は、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外には使用しないものとします。

- (2) 受講者としてふさわしくない行為(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは、日本スポーツ協会指導者育成委員会または実施団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合があります。なお、処分内容については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討します。

- (3) 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の日本スポーツ協会又は実施団体等が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、日本スポーツ協会又は実施団体ではその責任を負いません。

スポーツくじ



本講習会はスポーツ振興くじ助成を受けて実施されています